水利権とは

■河川法第二十三条(流れの占用の許可)

河川の流れを占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない

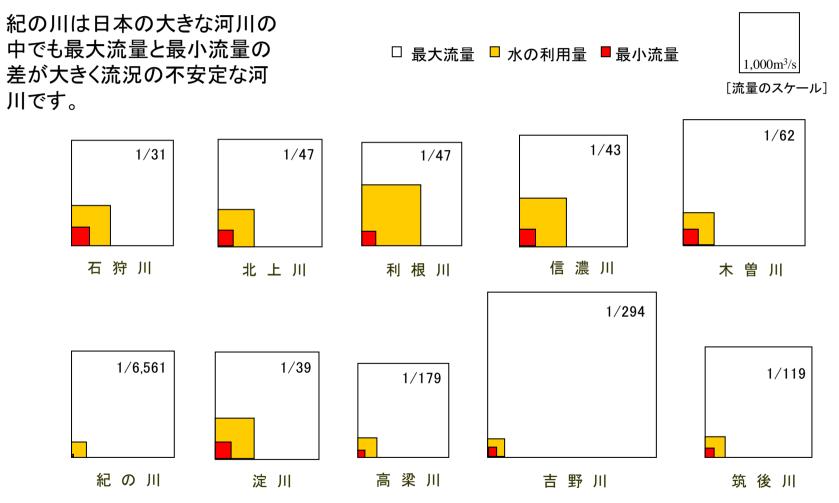






水利用の現状(1)

最大流量・最小流量および水の利用

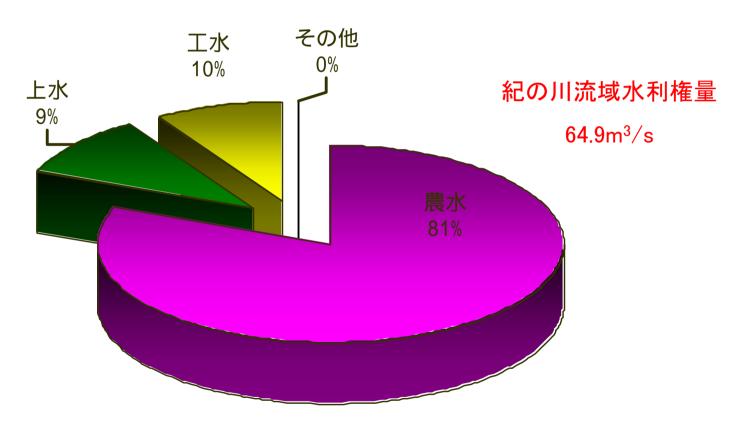


- ※枠内の数字は、最大流量と最小流量の比率(最小流量/最大流量)。
- ※水の利用は、許可水利権(慣行権は含まず)。
- ※資料:流量年表(H1~10、木曽川のみH1~8)及び「河川便覧2000」 より作成。

水利用の現状(2)

用途別水利用の状況(暫定水利権含む)

農水の利用量が最も多く、全利用量の81%を占めています。次いで工水・上水となっており、その他の目的による水利用はほとんどありません。

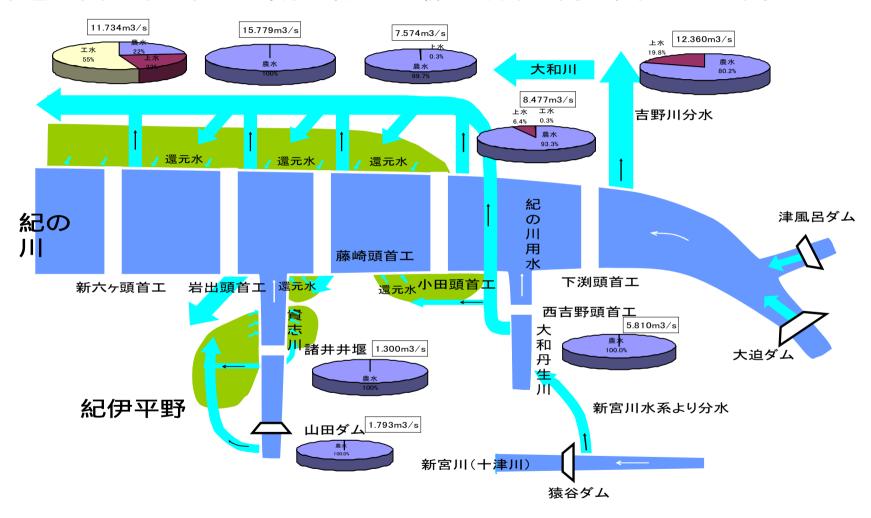


(出典:水利権調書 H11.3)

平成10年度時点での用途別水利用状況

水利用の現状(3)

水道用水、工業用水の大部分が岩出から新六ヶ井堰の間に集中しています。



※かんがい期の水利権量(暫定含む)

水利調書(H11.3)

大滝ダム完成後の水利用の変化

水道用水、工業用水の大部分が岩出から新六ヶ井堰の間に集中しています。

